

# 狛江市市民活動支援センターの事業報告書等

- 平成 31 年度（令和元年度）事業報告書（抜粋）  
.....P1  
    ※令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により  
    事業を縮小しているため、平成 31 年度を掲載
  
- 市民活動支援センター開設準備委員会  
    市民活動支援センター開設に向けた検討事項について（報告）  
.....P19
  
- 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例  
.....P24
  
- 狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例  
.....P33

狛江市市民活動支援センター

こまえくぼ1234

平成31年度事業報告書

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

## 目次

1 はじめに 総括	1
2 指定管理業務の実施	
2-1 相談	3
(1) 相談事業 (2) 専門相談	
2-2 交流・ネットワーク	6
(1) 団体交流事業 (2) ネットワークの支援	
(3) 団体同士のネットワーク化や協働事業の推進	
2-3 情報収集と発信	7
(1) ホームページ等の活用 (2) 情報紙「えくぼ」の発行	
(3) 広報誌「こまえがお」の発行	
2-4 市民活動の拠点	10
(1) 団体によるチャレンジ事業	
(2) 閲覧しやすい資料コーナーの設置	
2-5 その他市民活動の推進に必要な事業	10
(1) 市民活動参加の機会の充実 (2) 団体向け勉強会	
(3) 社会資源活用の推進 (4) 市民活動の側面的支援	
(5) 近隣及び都域の市民活動センター等との連携	
(6) 調査・研究 (7) その他	
3 施設管理	18
4 指定管理業務の支出状況	19
5 その他指定者が指示する事項	19
5-1 施設の維持管理	
(1) 清掃業務 (2) 修繕 (3) 施設点検 (4) その他整備など	
5-2 サービスの維持向上	
(1) 利用者からの要望 (2) 利用者アンケートの実施	
資料	
(1) 主な事業の報告書	23
(2) 施設の活用に関するアンケート回答結果	31
(3) こまえくぼ 1234 の利用に関するアンケート回答結果	34

# 1 はじめに 総括

## 平成31年度の重点取組

### 情報の収集と発信

市民活動の拠点として、地域の資源を市民活動に活かせるように、収集した情報をわかりやすく発信していきます。

- ・各事業を通して日々の活動から得られた情報を集約し分析することで、相談対応のさらなる充実を図ります。
- ・市民活動団体が情報を発信しやすい環境を整えます。

### 支援センターのPR

市民が気軽に集える支援センターとなるように、引き続きPRを進めていきます。

- ・市民や市民活動団体に支援センターを有効に利用してもらうために、支援センターの活用についてPRをしていきます。
- ・市民活動に興味関心を持ってもらえるような事業を実施したり、市民参加の機会を増やしたりすることで、市民活動のPRをすることで支援センターのPRにつなげます。

平成31年度は、狛江市市民活動支援センター（以下、支援センター）を有効に活用していただくために、上記を重点取組として市民活動を行う個人・団体への活動支援を通して、市民活動の推進を図りました。

### ○情報の収集と発信

平成29年度に市内小学校に向けて実施したアンケートの「多摩川決壊についての話を聞きたい」という意見をもとに体験学習部会・多摩川決壊の語り部の活動が始まりました。昭和49年当時の多摩川決壊を知る語り部のメンバーが中心となり様子を伝えるイラスト、多摩川決壊と水害の備えについて語るプログラム内容について検討しました。1月には、地域の高齢者サロンで完成したプログラム内容の一部を披露しました。これから市内小学校の出前授業として実施が出来るように教育関係の



市民活動団体と連携してプログラム内容を再検討していく予定です。

団体向け勉強会や専門相談会の場面では、市民活動団体が自分たちの活動内容や情報を外部に対して発信していくことの重要性について各講師から説明がありました。市民活動団体の活動情報を支援センターのホームページを活用して発信する方法を理解してもらうために、ホームページ部会部員がどのように伝えるか内容を考え、ホームページ勉強会を開催しました。自分たちの活動を発信したいと思っても「ホームページは難しいからできない」と諦めている市民活動団体が意外に多くあります。サポートとして市民ボランティアによる投稿サポーターが情報発信の支援体制についても説明しました。

情報発信の大切さについて実践する場面をホームページの活用という視点から市民が考え、市民が活動するホームページ部会が伝える勉強会として実施することができました。

アンケートの意見や勉強会をきっかけに協力者や情報をあつめ、つなげ、活動の形にしていくことは、支援センターとしての重要な機能の成果として形になりつつあります。

## ○支援センターのPR

市民活動やボランティアの魅力を発信する広報誌として発行している「こまえがお」も10号となり、編集をする広報部会部員の視点から多くの市民活動団体や個人の方々の地域での活動を掲載しました。市民の興味がある記事、掲載された方の顔の見える記事を書くための取材から新たな市民の交流や関係性が築かれてきています。紙媒体での情報、ホームページやソーシャルメディアでの情報も市民と市民を結ぶ大切な情報発信の方法となっています。

体験学習部会が中心になり実施した「はじめてのプログラミング体験」「かるたを作って遊ぼう」は、募集受付当日に定員に達するイベントで参加した児童や保護者に支援センターが市民や企業の協力で事業を行っていることを知ってもらう機会となりました。

市民と協力して広報誌や情報紙による情報発信と市民の関心のある事業を行うことで支援センターのPRする方法の形になりつつあります。

開設から4年が経過して市民活動団体や個人の方々とのつながりが支援センターとして広がってきました。1月～2月に行った休館日試行(月曜日に変更)では、来館者からは「火曜休館日は定着している」「休館日にあわせて仕事を調整している」などの声をいただき、市民活動団体が活動を行う



中で支援センターを利用していること、支援センターが団体に知られてきていることを再確認することが出来ました。

ただ、残念なことに今年度2月以降は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止として多くのイベントが中止、延期となり市民活動団体の活動する場面が大きく減少してしまいました。

支援センターとしても新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から主催事業や共催事業の中止、臨時休館を決定しました。あわせて、今後の団体の活動に関する相談やイベント中止による保険対応の情報提供も行いました。しかし、多くの市民活動団体が行うイベントが中止となる中、変化する市民活動団体の情報をつかみ、支援センターとしてタイムリーに情報発信することの難しさという新しい課題に気づかされる形になりました。

## 2 指定管理業務の実施

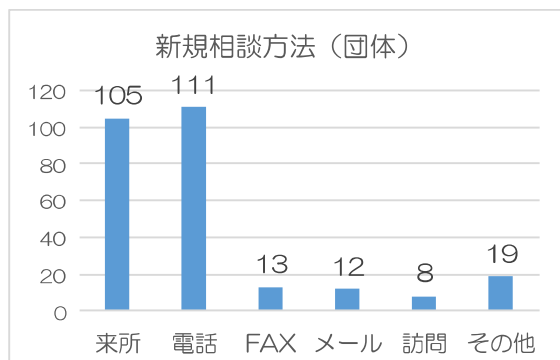
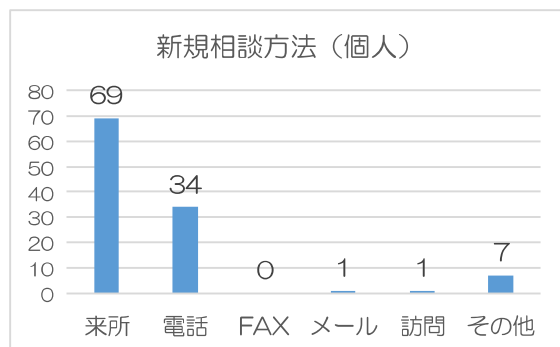
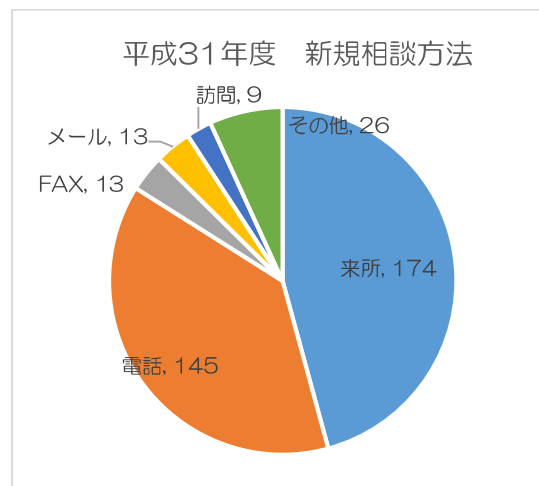
### 2-1 相談

支援センターの中心である相談事業は、相談内容から課題を相談者と共有し、課題解決につながるように相談者に寄り添いながら方向性を見つけ、地域資源につなげていくことを目指して実施しました。

#### (1) 相談事業

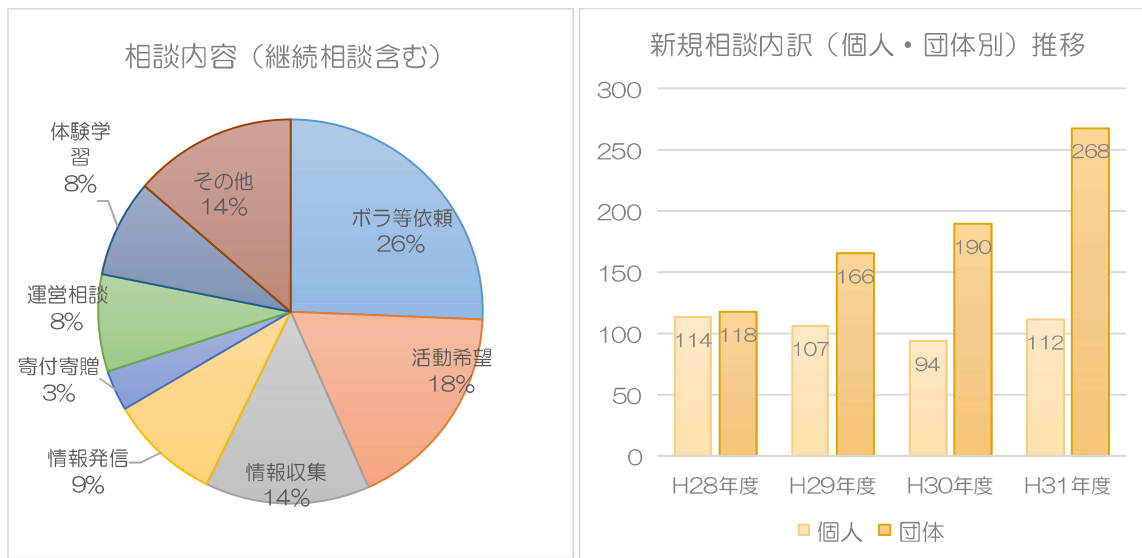
平成31年度の新規相談件数は、昨年度より96件増の380件でした。団体からの相談方法は来所と電話がほぼ同数となっています。前年度比では来所、電話とも増加しているという結果でした。電話による相談は、個人よりも団体からの相談が多くなって、活動や困りごとについて相談できる場所として団体から支援センターが認知されていることが伺えます。

相談内容は、例年と変わらずボランティア等の依頼が最も多く、ボランティアや市民活動への協力を求める声が少なくありません。活動希望に関する



相談、情報収集や情報発信の相談も増えてきており、市民活動の情報拠点としての役割の大きさを感ずる結果となりました。

また、今年度は、新規に立ち上がった5団体に支援センター登録に合わせて支援センターのホームページを使った情報の発信や必要な情報の提供、また印刷機、フリースペースなどの設備活用につながるよう寄り添いながらの支援を行いました。

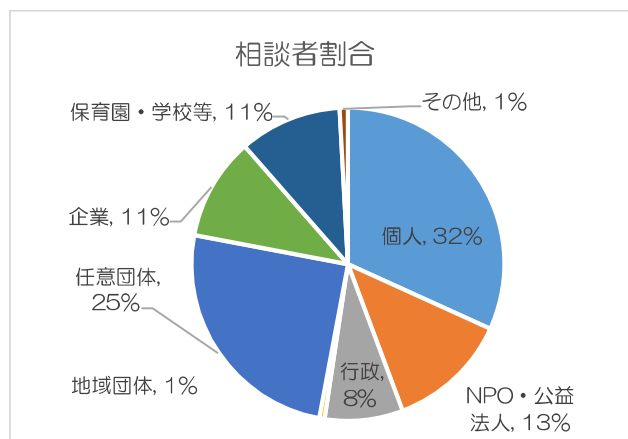


### ○主な相談事例

相談内容	対応	結果
<b>（地域包括支援センター）</b> 市内の認知症カフェで絵本の読み聞かせをお願いしたい。	絵本の読み聞かせを行っているグループに打診、地域包括支援センターと内容の詳細などを打ち合わせてもらうこととした。	グループが認知症カフェで読み聞かせを行うことが決まり、活動の機会の提供につながった。
<b>（市役所各課）</b> 実施予定の事業や会議の時に保育ボランティアをしてくれる人を探したい。	それぞれの事業や会議についての詳細について聞き取りをし、具体的な内容を確認、活動内容の問い合わせ先を確認してから募集情報を保育ボランティア登録者に提供した。	保育ボランティア登録者などに連絡、活動につなぐことができた。 また、ボランティアからの事業の詳細な内容に関する問い合わせは依頼部署と直接やりとりをしてもらう形をつくった。

<p>(個人)</p> <p>粕江市内に空き家を持っているので住宅確保が困難な方やそのような方の支援をしている団体などに活用してもらいたい。</p>	<p>空き家の状態を粕江市担当部署に所有者の許可のもと確認した。市内活動団体に利用希望について確認を行った。</p>	<p>相談者と活用希望団体と市・担当部署との調整をして、現地を確認した。</p> <p>最終的に希望団体が空き家を修繕して利用することにつながった。</p>
<p>(任意団体)</p> <p>子どもを対象とした食のイベントでのアレルギー対応とチラシへの記載方法について悩んでいる。</p>	<p>食物アレルギーに関する活動団体に相談内容を伝え、意見をもらった。任意団体として出来ること、出来ないことに関しての活動団体のアドバイスを任意団体に伝えた。</p>	<p>任意団体のメンバーでアドバイスについて意見交換を行い、対応についての意思を確認することが出来た。</p> <p>団体の持つ専門的な情報を他の団体同士のより良い活動につなげることが出来た。</p>

相談者の割合は、個人からの相談に次いで任意団体、NPO・公益法人といったボランティア・市民活動団体関係が多くを占めています。企業の多くは、有料老人ホームなどの高齢者関係施設です。イベント等でのボランティア活動者に関する相談が中心でボランティア活動者や市民活動団体とのつながりづくりなどが求められています。支援センターの役割の一つである協働の推進が必要となってきます。



## (2) 専門相談

市民活動団体の運営や活動に関する悩みや課題を相談できる、専門相談会を実施しました。

各回、活動内容や状況が異なる団体が参加しますが、共通する課題があるため、お互いに共感しながら相談会を進めることが出来ました。異なる分野





や形態で活動している市民活動団体でも同じような悩みや課題があることを  
 知ることで、自分たちの活動のあり方を見直す機会にもなりました。

また、お互いのことを知らなかった地域で活動している市民活動団体同士が  
 知り合い、新たな出会いを創出する場にもなりました。

実施日・テーマ	参加者
第1回：令和元年7月10日（水） 「お金の悩み相談会～経理・税金～」 相談員： 公認会計士・税理士 内藤 純 氏	1団体 2名 計 2名
第2回：令和元年11月16日（土） 「個人情報に関する相談会」 相談員： 弁護士 金山 卓晴 氏	5団体 5名 計 5名
第3回：令和2年2月27日（木） 「クラウドファンディング～設立や運営・活動のヒント～」 相談員： ファンドレイザー 竹中 裕晃 氏	3団体、個人3名 計 8名

## 2-2 交流とネットワーク

### （1）団体交流事業

支援センターの事業に関わっていただいている市民に感謝を伝え、交流を深める機会として、「ボランティア感謝祭」を5月17日に実施、ボランティア活動者10名が参加しました。「個人で活動しているため、他にどのような人がいるのか分からなかった。」「こまえくぼ1234で様々な取り組みがあったり、いろんな人が関わっていることを知らなかった。」という声がありました。自分にできる活動を自分のペースで行うこともボランティア活動として大事な要素ですが、一人だけで活動しているわけではないことを認識してもらう機会になりました。

### （2）ネットワークの支援

#### ■ごはんと居場所連絡会

平成29年度から地域の居場所（食堂）を開催する市民活動団体が情報交換を行うためのネットワーク化の支援を開始し、翌年度に4つの団体による連絡会が発足しました。平成31年度には発足して2年目になり、各団体で連絡を取り合える体制も確立され、行政の関係部署と連携が取れるようになりました。

## ■視覚障がい者関連団体連絡会

狛江視覚障害者の会が中心となり、平成30年度から支援団体の交流を目的とした連絡会を開催しています。今年度は、6月に7団体と個人4名（合計12名）が集まり、狛江市長宛に毎年提出している「視覚障がい者の社会参加等支援に関する要望書」の内容検討や情報共有が出来るようになりました。

### (3) 団体同士のネットワーク化や協働事業の推進

平成31年度は、「参加と協働市民推進フォーラム『第4回狛江☆サミット』」を狛江市市民参加と市民協働に関する審議会及び狛江市と共催しました。支援センター登録団体に開催通知を郵送、開催にあたっての準備協力、会場に掲示する活動団体紹介パネルの作成を登録団体と調整しながら行いました。

『第4回狛江☆サミット』は、支援センター共催として登録団体に呼びかけたところ例年参加のなかった市民活動団体からの参加が多くありました。NPO法人CRファクトリー代表 呉 哲煥氏による組織づくりに関する講演で各市民活動団体が交流する新しい機会になりました。

また、会場に掲示した活動団体紹介のパネルは『第4回狛江☆サミット』終了後、支援センターのフリースペースに掲示を行いました。来館された方から掲示されている活動団体に関する問い合わせや参加希望の声をいただきました。



実施日・内容	参加者
令和2年1月11日（土） 第4回狛江☆サミット～幸せなコミュニティのカたち～ 「講演 強くあたたかい組織・コミュニティの作り方」 講師：NPO法人CRファクトリー 代表 呉哲煥氏 「自由交流（参加団体によるPR）」	36団体48名

## 2-3 情報収集と発信

### (1) ホームページ等の活用

支援センターのホームページでは、登録団体がそれぞれ専用のページを持ち、

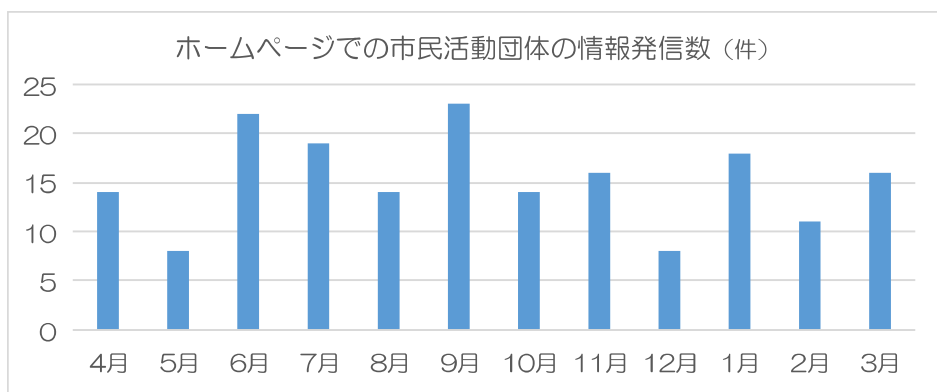
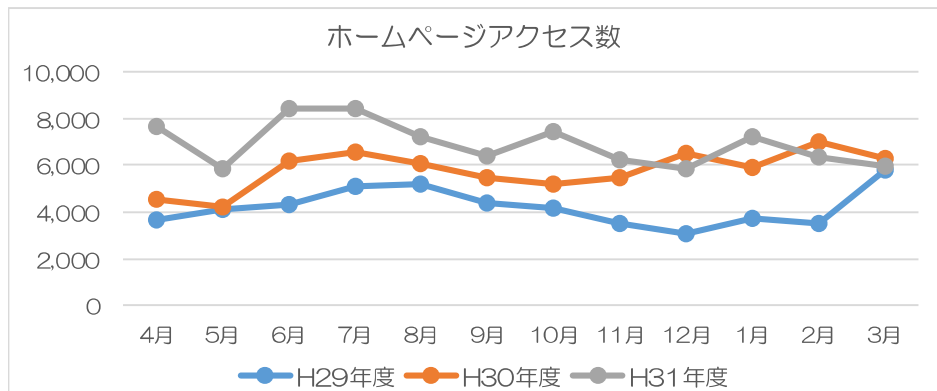
活動の様子やお知らせしたいことなどの情報を発信することができます。支援センターのホームページを登録団体に活用してもらうために、市民のボランティアからなるホームページ部会の協力を得て、ホームページの活用方法や情報発信に関する勉強会を行いました。

### ■ホームページ勉強会

支援センターのホームページを有効に活用してもらうために、利用団体勉強会を行いました。勉強会終了後、情報発信をする団体や情報発信に関して問い合わせをする団体が増えました。また、投稿サポーターとして登録した市民の方に協力していただき、市民活動団体がホームページを活用する際に支援するという仕組みも整えることができました。今後も、さらに市民活動団体の情報発信がしやすくなるようにしていく予定です。



実施日	参加者	協力
令和元年9月25日	11団体 14名	投稿サポーター1名 ホームページ部会員4名
令和2年3月4日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために開催中止	



## (2) 情報紙「えくぼ」の発行

支援センターからのお知らせや、市民活動に関する情報（活動者募集や助成金情報など）を掲載した情報紙を年間11回、各号3,800部発行しました。市内の活動情報やボランティア情報、助成金情報を掲載して、市内の施設や店舗等は市内118ヶ所に配架、個人宅への配布もしています。

連載中のコラムを楽しみにしているとの声も寄せられ、情報紙を読んでイベント参加の問い合わせもあり、紙媒体での情報発信の重要性も改めて認識することとなりました。印刷、発送準備、配布には、延20名6団体にボランティアとして協力していただいています。



## (3) 広報誌「こまえがお」の発行



市民のボランティアからなる広報部会による広報誌「こまえがお」を発行しました。広報部会では、毎号のテーマや取材先、紙面構成までを協議・検討しています。今年度は計14名、各号6~7名が編集に携わりました。

単なる活動情報の発信ではなく、活動している個人の思いを丁寧に拾い上げ、広報部員の想いもせて伝えることができ、顔の見える広報誌となっています。

各号30,000部を発行、新聞折り込みのほか、情報紙「えくぼ」の配布先への設置、市内小学校への配布をしました。

	特集	掲載団体 ・個人数	広報部会
第8号 (7月15日発行)	まちを元気に！まち活 新たな文化を地域につなげていく	24	会議 5回 打合せ 3回 取材 7回
第9号 (11月15日発行)	コミュニティ放送に求める防災機能。 気になるコト、座談会。	21	会議 6回 打合せ 1回 取材 9回

第10号 (3月15日発行)	お囃子の世界	18	会議 4回 打合せ 1回 取材 10回
-------------------	--------	----	---------------------------

## 2-4 市民活動の拠点

### (1) 団体によるチャレンジ事業

支援センター登録団体・個人の優先利用として、フリースペースでのイベント利用と展示利用を支援センターとの共催として行いました。公民館で活動している団体の募集説明会について相談と内容の検討を行い、支援センターで開催しました。主催団体の予想を超える人数が集まり、その後の活動者につながっていきそうです。

団体の活動場所にこだわらず参加者の利便性を考慮しながら事業を行うことでの成果がありました。

- ・イベント利用： 13回（9団体）
- ・展示利用： 1回（1団体）

### (2) 閲覧しやすい資料コーナーの設置

来館者がイベント情報など見やすいようにチラシのサイズを統一して掲示するようにしました。これからも来館者がわかりやすい資料コーナーになるように工夫を重ねていきます。

## 2-5 その他市民活動の推進に必要な事業

### (1) 市民活動参加の機会の充実

#### ○夏体験ボランティア

市民活動への参加の一つとして、ボランティア活動があります。様々な社会的問題への関心を深めたり、地域社会を構成する一市民として積極的に社会づくりに参加することの意義を学ぶ機会となっています。また、活動を通して、多様な価値観や自らの生き方、共に生きていくことの意味を考える機会とすることを目的として実施しました。

参加者全体については、昨年度比約9%の微増でした。中学生の参加も増えていますが、市内の公立校に通う生徒は3割弱であり、7割以上が市外の私立中学に通っている生徒でした。日中に災害が起きた時などは、地元にいる中高生の活躍も期待されます。日頃から地域の活動に関心を持ち、地域住民と接する機会があることで、ともに力を合わせて行動することにつながります。本事

業が、地域の活動を知る、地域の人たちと話すきっかけ作りとなっています。

また、参加者の感想で「次はこんな活動をしてみたい。」「もっとできたことがあると思う。」という感想を聞くことができます。自分にできることや興味のあることを前向きに考える機会になっています。

- ・プログラム参加期間：令和元年7月13日（土）～9月7日（土）
- ・プログラム参加者数：61名                      延参加者数   ：111名
- ・プログラム数                               ：56プログラム

### ○体験学習

幼稚園・保育園、小学校・中学校からの体験学習の依頼に対して、出前講座や個人・市民活動団体へつなぐなど、体験学習協力を行いました。

### ■幼稚園・保育園等への支援

市内の9つの保育園から車いす体験や手話体験、昔遊び体験の依頼がありコーディネートをしています。

車いす体験                      8件			
5/9	駄倉保育園 ※車いす当事者協力	6/10	三島保育園
5/15	いずみ保育園※車いす当事者協力	6/19	狛江保育園※車いす当事者協力
5/23	駒井保育園	7/18	ちとせ保育園
5/31	藤塚保育園	9/5	虹のひかり保育園※車いす当事者協力

昔遊び体験   1件(協力：多摩川お手玉の会、伝承遊びの会)	
1/9	三島保育園

手話体験   7件（協力：手話サークル風の部）			
6/18	狛江保育園	9/27	ちとせ保育園
6/21	三島保育園	11/11	多摩川保育園
6/25	駄倉保育園	11/15	藤塚保育園
6/27	藤塚保育園		

### ■小学校・中学校への支援

小学校は、市内6校のうち5校、中学校は4校のうち1校からの授業協力の依頼がありました。同じテーマでの依頼でも体験を通して、児童・生徒たちに何を一番伝えたいのかを担当の先生と講師が事前に調整して授業内容を変えました。授業協力を行う時には、担当の先生との事前打ち合わせをして、どのような内容にするかをその都度確認していくこと、学校側で準備していただくことを明確に伝えることを大切にしています。



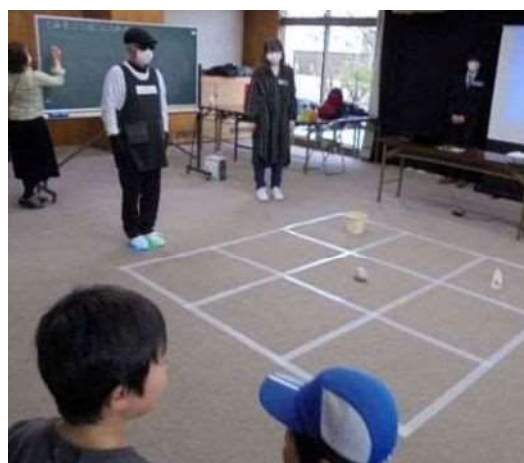
実施日	学校名	学年	実施内容		協力者
6/13	緑野小学校	4年	総合的な学習 「だれにとっても住みよい町をめざして」	視覚障がいについてのお話 アイマスク・ガイド体験	視覚障がい者(個人)
6/17	緑野小学校	4年	総合的な学習 「だれにとっても住みよい町をめざして」	車いす利用者のお話し 車いす体験	身体障がい者(個人)
9/26	緑野小学校	4年	総合的な学習 「だれにとっても住みよい町をめざして」	インスタントシニア体験 高齢者についてのお話 弱視体験	こまえ正吉苑 地域包括支援センター
10/15 11/7	緑野小学校	4年	総合的な学習 「だれにとっても住みよい町をめざして」	高齢者施設の訪問と交流	市内有料老人ホーム 3施設
9/13	第五小学校	4年	総合的な学習 「視覚障がいについて」	視覚障がいについてのお話 アイマスク・ガイド体験	視覚障がい者(個人)
9/19	第五小学校	4年	総合的な学習 「肢体不自由について」	車いす利用者のお話し 車いす体験	身体障がい者(個人4名)
10/10	第一小学校	4年	総合的な学習 「バリアフリーってなあに」	視覚障がいについてのお話 アイマスク・ガイド体験	視覚障がい者(個人)
10/30	第一小学校	4年	総合的な学習 「バリアフリーってなあに」	車いす利用者のお話し 車いす体験	身体障がい者(個人) 有料老人ホーム
11/27	和泉小学校	4年	総合的な学習 「だれもがより良くかわりあう」	視覚障がいについてのお話 点字体験	絵本点訳の会コスモス
1/23	第一中学校	1年	アイマスク・ガイド体験	視覚障がいについてのお話 アイマスク・ガイド体験	視覚障がい者(個人)
2/21	第三小学校	4年	総合的な学習 「共に生きる」	視覚障がいについてのお話 アイマスク・ガイド体験	視覚障がい者(個人) 個人ボランティア

## ■その他の体験学習

市民5名からなる体験学習部会では、学校などへの体験学習だけでなく、ボランティア・市民活動への参加の機会を広げるための企画や仕組みづくりを検討し、実施をしています。

令和2年度からの小学校でのプログラミング教育の始まりに向けて「はじめてのプログラミング体験教室」を2回実施、申込受付日に満員となるほどの人気でした。参加した子どもたちも楽しみながらプログラミングを勉強することができました。

プログラミング体験の実施にあたっては、事前に体験学習部会部員がプログラミング教育の始まる理由や意図について専門家より学び、体験の中で伝えるべきことについての理解を深めて実施しました。また、プログラミング教室の開催にあたっては、市内企業がCSR活動（地域活動への貢献活動）としてタブレットや通信機器を無償での貸与に協力していただきました。



体験学習部会多摩川決壊の語り部は、語り継ぐ内容や内容にあったイラストを市民が作り上げて、ひとつの形が出来上がりました。出来上がった内容は、社会福祉協議会の実施するサロン野川で実際に語り継ぐ活動を開始しました。





実施日		参加者
令和元年7月27日 14時～16時半	かるたをつくってまなぼう 協力：komae Global Friends、日本語教室、 Wai wai lounge 子どもたちに外国人とふれあい興味、関心をもっても みよう！ 2020東京オリンピック、パラリンピックの競技に興 味を持ってみよう！	33名
令和元年8月10日 10時～11時 11時～12時	親子でプログラミング 共催：中央公民館 協力：ドコモショップ狛江店 小学生の親子を対象とした初めてのプログラミング体験	5組×2 20名
令和2年2月15日 10時～12時	はじめてのプログラミング 共催：中央公民館 協力：ドコモショップ狛江店 小学生を対象としたプログラミング体験	10名

## (2) 団体向け勉強会

市民活動団体同士が団体内の課題解決の糸口を見つけるだけでなく、団体同士の情報の共有、交換しながら交流を深める機会として勉強会を実施しました。今年度は、助成金をテーマに申請・プレゼンテーション・報告についての3ステップで理解する3回の連続した内容で学習しました。勉強とワークを取り入れたことで参加団体からの高い満足を得ることが出来ました。

### 第1回「助成金ってなに？」

【日時】令和元年9月28日（土）

【講師】谷口陽香氏（東京ボランティア・市民活動センター）

【ゲスト】竹本久志氏（狛江水辺の楽校運営協議会）

松田真奈美氏（はびみゅーずフィギュアノート研究会）

【参加者】9団体 10名



### 第2回「魅力を伝えるプレゼンテーション」

【日時】令和元年10月19日（土）

【講師】安藤雄太氏（東京ボランティア・市民活動センターアドバイザー他）

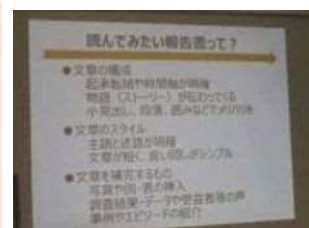
【参加者】6団体8名

### 第3回「助成事業の成果の見せ方・伝え方」

【日時】令和元年11月9日（土）

【講師】後藤麻理子 氏（日本ボランティアコーディネーター協会）

【参加者】9団体10名



### (3) 社会資源活用の推進 【詳細：資料p.31～p.33】

次年度から予定している社会資源活用の仕組みづくり向けの検討の準備資料として「所有するスペースを市民活動等に活用できるか」などのアンケート調査を実施しました。アンケート実施にあたっては、市内高齢者施設、障がい者施設にあわせて、狛江市商工会に協力をいただき商工会会員にもアンケート配布を行いました。

アンケート項目としては「施設や店舗等の所有するスペースを市民活動に活用できるか」「スペースの活用以外に地域に参加できること」「地域住民や市民活動団体に協力してほしいこと」について調査しました。

【対 象】市内高齢者施設、障がい者施設、商工会会員

【実施期間】令和2年1月～2月

【調査及び回収方法】郵送で依頼、FAXで回答

【アンケート発送数】約960か所

【アンケート回収数】33か所

【アンケート回収率】約3.5%

#### ■アンケート調査回答概要

場所の提供については、ホールや広い共有スペースを有している有料老人ホーム等から「活用してもらいたい」との回答が得られました。「活用を考えていない」と回答した施設でも駐車場や庭等の屋外スペースを活用できる可能性があることが分かりました。商工会会員とは、1つでも新しいつながりを持つことを目標としてアンケートを送付し、1つの企業から「活用してほしい」との回答を得ることができました。市民活動団体による活用につながるかどうかは不明ですが、新たな社会資源を発見することができたことは、このアンケートの成果であると考えています。「スペースがない」「時間的余裕がない」「個人情報や業務で扱っている情報の保護の観点から解放が難しい」等の理由から場所の提供を考えていないとの回答も多くありましたが「市内イベントへの参加や地域でのボランティア活動等」「福祉講座への協力」「学校等の施設訪問の受け入れ」の協力が可能であるとの回答を得ることができました。

また、回答したほとんどの福祉施設でボランティアを募集していたり、事業への協力を求めていることが分かりました。活動したい市民とのマッチング、

活動できる市民の発掘を検討していく必要もあります。また、高齢福祉施設では「地域の情報交換」を行いたいとの回答があり、地域とのつながりを求めている施設があることも分かりました。

#### (4) 市民活動の側面的支援

##### ①保険の加入受付や相談

ボランティア・市民活動を安心して行うための支援の一つにボランティア保険と行事保険があります。支援センターでは、これらの保険の取扱窓口としての通常対応のほか、自然災害に対応したボランティア保険、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止によるイベント中止に伴う保険対応などボランティア・市民活動を安心して行うための支援を行ないました。

- ・ボランティア保険 2,045 名
- ・行事保険 231 件 (8,044 名)

##### ②寄付文化の醸成

寄付寄贈についての相談に対しては、コーディネートをして必要な方へ届くように努めました。寄付をしたい理由として、「部屋を片付けて出てきた未使用品」「子どもや孫の成長により使用しなくなった」というケースがありました。市内空家の利活用を希望される個人、団体からの相談があり、狛江市の担当部署との橋渡しをするなど地域資源を有効に活用するための支援を進めていく予定です。

また、食品回収に協力しているフードドライブ事業では、支援センター来館者が設置している回収箱を見つけ、次の来館時に食品を持参するなど協力の輪が広がってきています。

##### ③回収活動

使用済み切手や使用済みカード、インクカートリッジなどを回収し、ボランティア市民活動へ還元しています。使用済み切手で得た収入を市民に還元する仕組みとして、回収活動で得た収入で地域の中で交流が生まれる取り組みを次年度から実施できるように検討を行いました。

- ・切手カフェ 毎月2回開催(全22回) 参加者:延べ161名
- ・使用済み切手 22.0Kg(15,400円相当)
- ・使用済みインクカートリッジ 18Kg(市内小学校6校に配布)
- ・ベルマーク(市内小学校6区に配布)
- ・使用済みプリペイドカード 13,355枚(6,428円相当)

#### (5) 近隣及び都域の市民活動センター等との連携

##### ① 近隣5市のボランティアセンター・市民活動支援センターとの連携

北多摩南部ブロック社協5市（府中市、調布市、三鷹市、小金井市、狛江市）のボランティア・市民活動支援センターでは、毎年、広域で取り組む必要のあるテーマについて共催事業を毎年実施しています。

日本NPOセンターのSAVE JAPANプロジェクトを活用し、3月に「モット！炊き出しを知ろう！TAKIDAS! in 小金井」を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催は中止になりました。

この事業は、「こまえアレルギーの会」や各市の市民活動団体にも協力いただく予定で東京ボランティア・市民活動センターとNPO法人AAR Japan（難民を助ける会）も共催に加わり、災害時の炊き出し支援や「食と居場所」について考えることを目的としていました。

## （6）調査・研究

次年度の調査研究事業の実施にあたり、運営委員をメンバーとする準備会にて調査目的や事業展開について検討しました。準備会で示された調査目的、事業展開を基に次年度実施を予定している調査・研究事業でのアンケート調査の構成などに取り入れていきます。

参加委員	副委員長1名、運営委員3名
会議実施日	第1回：令和元年8月7日（水） 第2回：令和元年8月19日（月） 第3回：令和元年8月28日（水）
調査目的	地域や行政の課題解決に向けて、協働による市民と行政のまちづくりという設置目的を達成するために、市民活動しやすい（市民参加と市民協働がしやすい）環境をつくり、市民活動支援センターの役割と関わりを検討していくための資料とする。
事業展開	アンケート調査の実施から現状における課題、将来に対する希望等を把握して課題の整理と分析を行う。

## （7）その他

### ①おりがみサロン、おりがみ教室の開催

市民の交流、おりがみボランティアの育成を目的として年8回実施、延べ37名が参加しました。年3回実施したおりがみ教室では、講師から季節のおりがみを習い、参加した方が自身で作品が作れるようになってきました。



次年度以降は、おりがみを通じて施設や市民活動の場面でのボランティア活動につながる動きを本格的に実施する予定です。



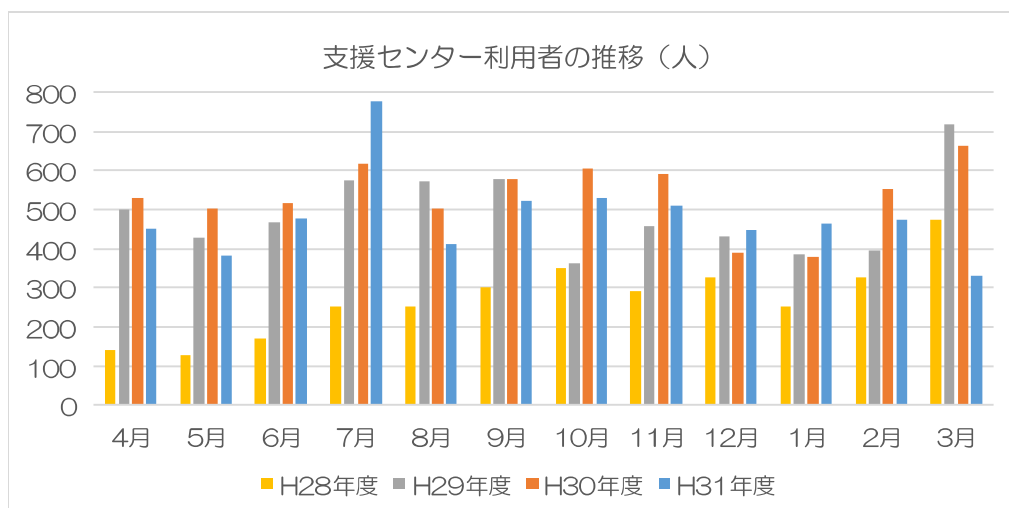
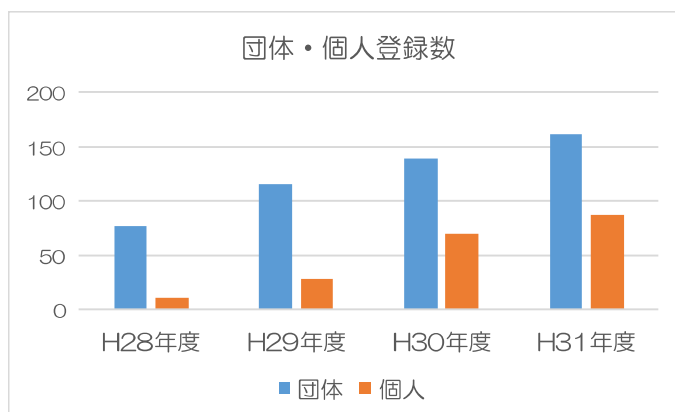
### 3 施設管理

#### 施設利用状況

平成31年度の利用者数は5,780人と昨年度(6,430人)より約10%下回る結果となっています。5月に大型連休による休館が続いたこと、年度末の新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント等の中止により来館者数が減ったこと、外出自粛にともなう団体の打ち合わせ等が減少したことが影響しています。また、大型台風の接近や新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館が年間4日あり、開館日数が少なくなる異例の状態となりました。

利用状況を見ると、約3割が打合せ等で最も多く、センターの事業に関係する方が来館することが多くなっています。予約制の貸室ではありませんが、決まった事務所や活動場所がない団体にとっては、ちょっとした打ち合わせ等での利用がしやすい場所として活用されています。その他には、コピー機、印刷機やパソコンなどの設備利用が含まれます。

また、センターの登録は、161団体、個人87名となり、徐々に増えてきています。



狛江市長 高橋 都彦 様

市民活動支援センター開設に向けた検討事項について、調査及び協議を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

平成 26 年 10 月 24 日

狛江市市民活動支援センター開設準備委員会

委員長	安藤 雄太
副委員長	江尻 京子
副委員長	土岐 毅
委員	大塚 隆人
委員	笠井 純
委員	羽田野 英博
委員	清水 信之
委員	高橋 公子
委員	津田 正枝
委員	藤田 孝一
委員	雨宮 法男
委員	石川 恵子

## 市民活動支援センター開設に向けた検討事項について（報告）

### 1. 市民活動支援センター開設準備委員会

#### （1）委員会の開催状況

平成 25 年度に活動を再開した狛江市市民活動支援センター開設準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、平成 26 年 2 月 24 日以降に 5 回の会議を開催し、狛江市市民活動支援センター（以下「センター」という。）の早期開設に向けての意見交換を行ってきた。各回ごとの議題等は以下のとおりである。

	開催日	主な議題	出席者数	その他
1	平成 26 年 2 月 24 日（月） 午後 7 時～	・委嘱状交付 ・委員会再開報告 ・開設場所の検討 ・今後のスケジュール検討	委員 10 名 事務局 3 名	傍聴者 3 名
2	平成 26 年 4 月 18 日（金） 午後 7 時～	・関係機関との協議状況報告 ・他市施設の視察報告 ・開設時期の検討	委員 12 名 事務局 3 名	傍聴者 0 名
3	平成 26 年 5 月 19 日（月） 午後 7 時～	・開設場所について市の考え方 ・市民センター改修との関係 ・センターレイアウトの検討 ・運営方法等の検討	委員 11 名 事務局 3 名	傍聴者 2 名
4	平成 26 年 6 月 17 日（火） 午後 7 時～	・センターレイアウトの修正検討 ・運営方法等の検討（事例報告・西東京市）	委員 10 名 事務局 3 名	傍聴者 2 名
5	平成 26 年 7 月 23 日（水） 午後 7 時～	・運営方法等の検討（事例報告・調布市）	委員 11 名 事務局 1 名	傍聴者 4 名

### 2. センター開設に向けた委員会の意見

#### （1）開設場所について

■現在、市が小田急線高架下分室（以下「高架下分室」という。）として利用しているスペースでの開設が望ましい。【※別図 1 添付のとおり】

#### <検討状況等>

狛江駅前三角地に設置するとしていたセンターについて、平成 24 年 11 月に市が策定した狛江市公共施設整備計画により空き店舗等の活用も視野に入れた開設場所の検討を行うこととした市の方針転換を受けて当委員会は活動を再開した。このため当委員会では市内の空き店舗等の状況及び空き店舗等にセンターを設置した場合に想定される経費等について意見交換を行った。

センターの長期的な運営を想定した場合に空き店舗等の賃借料が大きな負担となるほか、民間施設の場合は地権者側の都合等より施設の継続利用に支障が生じる可能性があることから、公共的な場所での開設が望ましく、また、市民協働の拠点としては利用者のアクセス

等利便性の観点から市域の中心部に設置されることが望ましい。高架下分室は現在も市の会議室等として活用される貴重な公共スペースであるが、平成25年10月の狛江市防災センター開設以降、会議等としての利用頻度は低下しており、立地条件も含めたセンターの開設場所として現時点では最適地であるという結論に至った。

なお、今後、センター開設後の利用状況等により、高架下分室以外の公共施設との併設が効果的と見込まれる場合は、設置場所の変更も含めた柔軟な対応が必要である。

また、高架下分室について、選挙投票所としての利用など、市が行政運営上優先的に使用するべきと判断する場合はスケジュール等を調整し対応することとする。

## (2) 開設時期について

■平成28年4月を目途に、できる限り早期に開設することが望ましい。

### <検討状況等>

市民センター改修工事に伴う高架下分室の代替利用によりセンターの開設時期に遅れが生じることはやむを得ないとしても、市民協働推進に向けた拠点の整備についてはできる限り早期に対応することが求められており、平成28年4月を目途にできる限り早期のセンター開設に取り組んでいただきたい。

また、市民センター改修工事については、市民参加手続きを改めて実施するなど今後の工事着工までに相当の期間が見込まれるとの情報もあり、その場合は市民センター改修工事とは切り離してセンターの早期開設に取り組んでいただきたい。

なお、平成28年4月の開設に向けた高架下分室の改修費用等の必要な予算措置については、本報告以降、遺漏のないよう適切に対応していただきたい。

## (3) 機能について

■センターに8つの機能※（「1. マッチング機能」、「2. ネットワーク機能」、「3. 情報収集・発信機能」、「4. 拠点機能」、「5. 相談機能」、「6. 交流・人材養成・研修機能」、「7. 調査・研究・啓発機能」、「8. アドボカシー機能」）を備える。各機能の具体的内容については、センターの開設に向けて今後運営団体を中心に検討し、市とも調整のうえ広く市民に向け周知することが望ましい。

※狛江市市民活動支援センター設置検討委員会・最終報告（平成20年9月）に記載

### <検討状況等>

過去に狛江市市民活動支援センター設置検討委員会が取りまとめた最終報告（平成20年9月）では、センターに8つの機能が必要であるとされており、市及び準備委員会は過去の検討経過を尊重しセンターの開設準備に向けた議論を行ってきた。

今回、センターの開設場所についての方向性が定まったことを受け、今後8つの機能の具体化に向けた検討を進める必要がある。については、運営団体を中心に具体的な検討を進めるとともに、市とも調整のうえ「センターがどのような機能を有する施設なのか」についてはセンターを利用する市民や団体に向けて積極的に情報提供等を行う必要がある。

なお、センター開設時には本来全ての機能を備えていることが望ましいが、センター開設後に市民や団体から出される意見や要望等を反映し、必要に応じて機能の拡充を図るといった対応も求められることから、センター開設に向けては各機能の優先順位等も整理し、各機能が十分に活かされるよう工夫して取り組んでいただきたい。



#### (4) レイアウト等について

■ 高架下分室を大幅に改修、フリースペース、会議スペース及び事務局スペースなどを効果的に配置するほか、印刷機器や什器をはじめとする備品類やWi-Fi等のインターネット環境、また、バリアフリー化などについても必要に応じて適切に対応することが望ましい。【※別図2添付のとおり】

##### <検討状況等>

市民協働の拠点に相応しい利便性を有し、また、年齢や性別、障がい者の有無等に関わらずに誰もが気軽に訪れたい場所とするため、現在の高架下分室については一定の改修を行い、市民協働の推進に向けて最大の効果を挙げられるセンターとして開設する必要がある。

大まかなレイアウトとしては、センターの中で最も利用頻度が高くなるフリースペースのほか、会議スペースや事務局スペースを配置し、また、事業の内容や規模等に合わせて各スペースを一体的に利用できるよう、フリースペース側の壁は可動式間仕切り（ガラス）とし、事務局スペースについてもローカウンターを設置し、明るく見通しの良い場所となるよう工夫が必要である。

その他、委員会で出された意見等は以下に簡条書きするとともに、今後、運営団体（候補者）の狛江市社会福祉協議会等とも十分調整を行っていただきたい。

- 外部スロープにアクセス改善のための階段を設置し、通路上部に雨よけを設置する。
- 窓ガラスは全面を網入り透明ペアガラスとする。
- ロッカー、レターケース、書棚等を入口付近に設置する。
- センター内の各壁面にピクチャーレールを設置する。
- フリースペースを区切るパーテーションを設置する。
- 情報検索性用パソコンを設置する。
- フリースペースに打合せ等に利用しやすいテーブル等を設置する。
- 資料作成等に利用する印刷機、丁合機、紙折機等の備品類と作業台を設置する。
- Wi-Fi機能、デジタルサイネージ、非常用電源等の多機能な自動販売機を設置する。

#### (5) 運営方法等について

■ センターに運営委員会を設置することが望ましい。運営委員会はセンター設置者である市と運営団体（候補者）である狛江市社会福祉協議会とも十分な連携を図るとともに、構成については、狛江市の実状を十分理解し、また、市民活動に関する知識と経験を有する者など、センターの円滑な運営と利用者の視点に立った事業推進に向け適切な人材を配置するよう希望する。

##### <検討状況等>

運営委員会はセンターの円滑な運営と利用者の視点に立った事業等の推進に向け、中長期目標の設定や事業評価手法の検討、その他の重要事項について協議する合議体であり、センターを運営するうえで中核となる組織である。また、狛江市のセンターが特徴と独自性のある運営を行うためにも、運営委員会での活発な議論や柔軟な発想が必要不可欠である。

今回、当委員会ではセンター開設に向け近隣地域の市民活動支援センターの実状を把握するため、西東京市市民協働推進センターと調布市市民活動支援センターのセンター長（経験者含

む) 及び運営委員長を招いて運営の状況等を伺った。両センターとも運営委員会が設置されており、なおかつ運営委員会と運営団体、行政とが十分連携し運営を行っていることが分かった。

こうした事例も参考とし、狛江市のセンターにおいても運営委員会の設置が有益であると判断した。委員構成としては、市民協働の推進に向けた知識や経験を有する方のほか、狛江市の地域や市民活動等に造詣の深い方、また、公募市民等から幅広く選出し、委員任期についても一定期間で交替が図られるようなルールをあらかじめ定めるなど、活性化に向けた取組みに努めるよう希望する。

#### (6) その他

市民協働推進の拠点となるセンターの開設に向け、日頃からボランティア活動等の市民活動に携わっている市民だけでなく、広く市民全体にセンターに関する情報提供を行い、誰もが気軽に立ち寄れる場所となるよう周知についてあらゆる手を尽くすよう期待する。

また、当委員会の委員任期は、狛江市市民活動支援センター開設準備委員会設置規則において「センターが開設される日まで」と規定されており、今後は、センター開設に向けた市の取組みを随時確認しつつ、センター開設に向けた市民への周知には当委員会としても主体的に関わっていくこととしたい。

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例が施行された平成15年4月以降、市民ニーズは年々、多様化・複雑化してきており、市民協働の推進は今後の市政運営の最も重要な考え方の一つとなっている。

本報告に記載された事項への取組みをはじめ、センター開設に向けた一層前向きな市の取組みに期待する。

## 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

平成 15 年 3 月 31 日条例第 1 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

#### 第 2 章 市民参加の手続き

##### 第 1 節 通則（第 5 条－第 8 条）

##### 第 2 節 審議会等（第 9 条－第 12 条）

##### 第 3 節 パブリックコメント（第 13 条－第 15 条）

##### 第 4 節 公聴会（第 16 条－第 19 条）

##### 第 5 節 その他の市民参加の手続き（第 20 条－第 22 条）

#### 第 3 章 市民投票（第 23 条）

#### 第 4 章 市民協働

##### 第 1 節 市民公益活動団体への支援（第 24 条－第 26 条）

##### 第 2 節 行政活動への参入の機会の提供（第 27 条－第 29 条）

#### 第 5 章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等（第 30 条－第 34 条）

#### 第 6 章 雑則（第 35 条）

#### 付則

狛江のまちに「新しい風」を！ そのような思いをこめて、私たちはこの条例を定めます。「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのためには、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場でまちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。狛江市においても、既にそのための様々な試みが始められています。しかしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。今後、より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。
- (2) 市民協働 市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。
- (3) 行政活動 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）第2条に規定するところにより事務を処理するために行う活動
- (4) 市の実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 市民公益活動 市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、営利、宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないもの
- (6) 団体 特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、その他の市民活動を行うことを主たる目的とした法人、又はそれらに準ずる法人格を有しないが一定の規約を有する営利を目的としない団体

（市の責務）

第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。

2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。

（市民参加の権利）

第4条 市民は、それぞれの立場において、行政活動に参加する権利を有する。

2 満20歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとし、市は、青少年及び子どもが市民参加できるように配慮するものとする。

## 第2章 市民参加の手続き

### 第1節 通則

（市民参加の対象）

第5条 市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

- (1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びそ

の利用や運営に関する方針又はそれらの変更

- 2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方自治法第74条の請求権から除外されるもの）等については市民参加の手続きを行わないことができる。ただし、市民参加の手続きを行わない場合は、その事案の概要と理由を公表するものとする。

（市民参加の方法）

第6条 市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、障がいの有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失することがないように適切な方法を選択しなければならない。

- 2 市民は、前条第1項に掲げる行政活動に関する市民参加の手続きの方法について、別に定める規定に基づき、市の実施機関に提案することができる。
- 3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、その他の市民参加の手続きの方法が必要と判断した場合は、速やかに市民参加の手続きを行うものとする。

（意見などの取扱い）

第7条 市の実施機関は、広く市民の意見などを聴くための市民参加の手続きを行った場合は、提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

- 2 市の実施機関は、公表したものに対する市民の意見及び情報の検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）第9条に定める非公開情報は公表しないことができる。

（1）提出された意見、提案、情報

（2）提出された意見、提案、情報の検討経過及び検討結果

- 3 市の実施機関は、提出された意見、提案、情報等が受け入れられなかった場合においては、前項各号に掲げる事項に加えて、その理由を公表するものとする。

（公表の方法等）

第8条 市民参加の手続きに関する事項を公表するときは、次の方法によるものとする。

（1）担当窓口での供覧又は配布

（2）市の広報紙への掲載

（3）市の公式ホームページへの掲載

（4）その他、効果的に周知できる方法

## 第2節 審議会等

（審議会等の委員）

第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、

市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし、法令により市民参加が困難な審議会等については、この限りではない。

- 2 市の実施機関は、審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がない場合はその理由を公表するものとする。

(会議の公開)

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

(諮問事案等の公表)

第11条 市の実施機関は、審議会等にその意見の報告を求める場合は、その都度、諮問事項、会議の予定を公表するものとする。ただし、会議が非公開とされたとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議録の作成と公表)

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

### 第3節 パブリックコメント

(パブリックコメント)

第13条 策定しようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため、その趣旨、目的、内容等について意見を受けることが必要な場合には、パブリックコメントの手続きをとるものとする。

(公表事項)

第14条 市の実施機関は、パブリックコメントの手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(意見の提出方法等)

第15条 パブリックコメントの手続きにおける意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、次に掲げる方法とする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信

- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に30日以上の間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、その理由を公表し、提出期間を3週間とすることができる。
- 3 意見の提出を受けるときは、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。

#### 第4節 公聴会

(公聴会の手続き)

第16条 公聴会の手続きは、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とする。

(公聴会開催の公表)

第17条 市の実施機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
  - (2) 対象とする事案の内容
  - (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
  - (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
  - (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
  - (6) その他必要な事項
- 2 市の実施機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第18条 公聴会は、市の実施機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

- 2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の実施機関が規則等で定める。

(報告書の作成等)

第19条 議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成し、市の実施機関の長に提出するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
  - (2) 公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数
  - (3) 公述人の氏名及び発言の内容
  - (4) 質疑の内容
  - (5) 公聴会で配布された資料等の内容
  - (6) その他必要な事項
- 2 市の実施機関は、公聴会が終結したときは、前項の規定により提出された報告書を公

表するものとする。ただし、公表することが適当でない場合は、この限りではない。

#### 第5節 その他の市民参加の手続き

(その他の市民参加の手続き)

第20条 その他の市民参加の手続きとしては、広く市民の意見等を聴くために開催する方法として、説明会、ワークショップ、フォーラム又はシンポジウムなどによるものとする。

(その他の市民参加の手続き実施の公表)

第21条 市の実施機関は、前条に定めるその他の市民参加の手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- (2) 市民参加の手続きに関する内容
- (3) 開催の日時及び場所を定めて市民参加の手続きを行うときは、その日時及び場所
- (4) 対象とする事案の関連資料
- (5) 市民参加の手続きに参加することができる者の範囲を指定するときは、その参加  
できる者の範囲
- (6) その他必要な事項

(準用)

第22条 市の実施機関が、市民参加の対象とする行政活動について、書面等による広く意見を募集する方法により市民参加の手続きを行うときは、パブリックコメントの規定を準用する。

### 第3章 市民投票

(市民投票の実施)

第23条 市長は、市にかかわる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱い、その他の市民投票の実施に関して必要な事項については、別に条例で定める。

### 第4章 市民協働

#### 第1節 市民公益活動団体への支援

(財政的支援)

第24条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の財政的支援を行うものとする。

(活動場所の提供)

第25条 市は、市民公益活動を行う団体が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。

(情報環境の整備)



第26条 市は、市民公益活動を行う団体に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。

## 第2節 行政活動への参入の機会の提供

(参入の機会の提供)

第27条 市は、市民公益活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。

2 市民公益活動を行う団体は、別に定める規定に基づき、市民協働で行う事業(以下「市民協働事業」という。)について、市の実施機関に提案することができる。

3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、実施が望ましいと判断した場合は、市民協働事業としての事業化に向けて努めるものとする。

(登録制)

第28条 前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員3名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。

2 前項の団体は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

(1) 次に掲げる内容が明記された規約又は会則

イ 設置目的

ロ 団体の名称

ハ 市民公益活動の内容

ニ 事業所又は活動拠点の所在地

ホ 役員及び会員に関する事項

ヘ 会計に関する事項

ト その他団体の運営に関する事項

(2) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿

(3) 会員の人数

3 市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し、下記のいずれかの条件を満たすと認めたときは、当該団体を登録するものとする。

(1) 団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること。

(2) 団体の事務所、活動拠点が狛江市内にあること。

(3) 団体の活動範囲に狛江市を含むこと。

4 前項の規定により登録をされた団体は、第2項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、第3項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該

登録を取り消すことができる。

- (1) 市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第1項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(書類等の公表)

第29条 市長は、前条第2項若しくは第4項の規定により提出があった書類又はその写し(以下「書類等」という。)を公表するものとする。ただし、書類等を公表することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公表しないことができる。

## 第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等

(審議会の設置)

第30条 この条例による市民参加と市民協働の推進を実効あるものにし、時代の動きに的確に対応させるため、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市の実施機関の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議する。

- (1) 市民参加と市民協働に関する指針の検討
- (2) 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施
- (3) 市民参加と市民協働の推進の検討と改善
- (4) 市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項
- (5) この条例の改正又は廃止に関する事項

3 審議会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、市民参加と市民協働の推進に関する事項について、市の実施機関に意見を述べることができる。

4 審議会は、規則で定めるところにより、分科会を置くことができる。

(組織等)

第31条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認めた者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって公募に応じた者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 33 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 34 条 審議会の庶務は、市民参加と市民協働の推進を所管する課が担当する。

## 第 6 章 雑則

(委任)

第 35 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(制度の検討)

2 市長は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

付 則 (平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 12 月 21 日条例第 25 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 25 年 3 月 29 日条例第 15 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例

平成 27 年 12 月 24 日条例第 32 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、より良い市民生活の実現に向け、地域における課題の解決に資する取組を行う市民及び市民公益活動団体を支援するための活動拠点として、狛江市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年条例第 1 号）で使用する用語の例による。

### (名称等及び位置)

第 3 条 支援センターの名称等及び位置は、次のとおりとする。

名称 狛江市市民活動支援センター（愛称 こまえくぼ 1234）

位置 狛江市和泉本町一丁目 2 番 34 号

### (事業)

第 4 条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動を支援するための相談に関すること。
- (2) 市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関すること。
- (3) 市民公益活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民公益活動を支援するための施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの設置目的を達成するために必要な事業

### (開館時間及び休館日)

第 5 条 支援センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

### (利用の制限及び停止)

第 6 条 市長は、支援センターを利用するもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターの利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 支援センターの施設並びに付属設備及び器具（以下「付属設備等」という。）を毀損し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利行為を目的とするとき。
- (5) 支援センターの設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。
- (6) 災害その他の事故により利用することができなくなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理及び運営上支障があると認められる

とき。

(利用料)

第7条 支援センターの利用は、無料とする。ただし、教材費等の実費については、この限りでない。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

- (1) 支援センターの利用を終了したとき。
- (2) 第6条の規定により利用の制限又は停止されたとき。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、支援センターの施設及び付属設備等を毀損し、又は滅失させたときは、その損害相当額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(支援センターの管理)

第10条 支援センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第27号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 前条の規定により、指定管理者に支援センターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行うことができる業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第6条に規定する支援センターの利用の制限及び停止に関すること。
- (3) 支援センターの施設及び付属設備等の維持管理に関すること。
- (4) その他支援センターの管理上市長が必要と認めること。

2 前項各号に掲げる業務を行わせる場合における第6条の規定の適用については、この規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に支援センターの管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定、その他指定管理者に管理をさせるための必要な準備行為は、この

条例の施行前においても行うことができる。

付 則（平成 28 年 3 月 30 日条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。